

岸和田市立常盤小学校・幼稚園PTA規約

第一条 名称

本会は、常盤小学校・幼稚園PTAと呼び事務所を同校内におく。

第二条 目的

本校は、両親または保護者と教職員と校区の人々などが教育の理念に徹して密接なる協力のもとに家庭・学校園と地域における児童園児の福利増進のために、活気あるプログラムを展開し民主的教育を推進することを目的とする。

第三条 基本方針

1. 本会は地域の各団体と協力して、より広く、より永続的な民主教育の確立をはかり、児童憲章の精神に則して完全に政府によって保障された義務教育が行われるよう努力する。
2. 本会は、厳密には教育団体であるから宗教や政党の色彩をおびず営利事業を目的としない。
3. 本会は、学校管理の方向を指令したり、教育並びに行政機関の機能に干渉したりするものではない。

第四条 会員

学校・幼稚園に在籍する児童園児の父母保護者と教職員をもって会員とする。
会員はすべて所定の会費を納めなければならない。

第五条 役員

本会の役員は次の通りとする。

相談役	1名	前任の役員から
会長	1名	保護者から
副会長	2名	保護者から
書記	2名	保護者・教職員から各1名
会計	2名	保護者・教職員から各1名

役員任期は一ケ年とする。但し、再任は妨げない。

第六条 役員を選出及び就任

役員を選出及び就任は次の通りとする。

1. 役員候補者を定めるため、実行委員をもって推薦委員会を構成する。
2. 推薦委員会は、各役員候補者を推薦し、役員選挙の十日以前に全会員に通告する。
3. 役員候補者の追加推薦は、定期総会の二週間前までに推薦委員会に届け出る。
4. 役員候補者の推薦は、前もって被推薦者の承諾を得なければならない。
5. 役員は、定期総会で無記名投票による多数決、または推薦により選出する。

6. 新役員は、定期総会で承認後直ちにその任にあたる。
7. 公選による公職者は本会の役員にはなれない。

第七条 役員の仕事

1. 会長は総会の議長となり、会務を統理すると共に、本会を代表する。また、必要に応じて各委員会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在の時はその代理をつとめる。
3. 書記はすべての会合並びに活動状況を記録し各会合の通知を発送する。
4. 会計はすべての収入支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に備え、総会に報告し承認を受ける。

第八条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
2. 毎年一回開く定期総会の他に、会長において必要と認めた時または、全会員の四分の一以上の要望のあった時は、臨時に開くことができる。
3. 定期総会は、決算審議・役員改選並びに事業計画・予算審議等を行う。
4. 総会は全会員の五分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。但し、止むを得ず出席できないときは、委任状を会長に提出してこれに代えることができる。
5. 議決は出席会員の過半数による。

第九条 実行委員会

1. 実行委員会は総会に次ぐ決議機関である。
2. 実行委員会は、役員および実行委員で構成される。この委員会は各種専門委員会によって立案された事業計画の連絡承認、総会に提出する議案報告の作成協議等本会運営の中心となって活動する。
3. 実行委員は推薦された若干名、幼稚園代表、学校代表者若干名とし、会長が委嘱する。

第十条 専門委員会

1. 各種専門委員会
専門委員は、次の各委員会に所属し活動する。各委員会の委員長並びに副委員長及び各専門委員は、会長が委嘱する。
ア、保健体育委員会……会員・児童・園児の健康増進と体位向上に関する諸活動を行う。
イ、厚生委員会……福利・厚生活動の計画の立案と実施にあたる。
ウ、生活安全委員会……校区内における児童・園児の生活指導や交通安全指導に努める。
エ、広報委員会……PTAの活動状況や学校の様子を知らせる広報新聞の発行にあたる。

2. 専門委員

専門委員は、推薦された代表者並びに学級委員をもって構成する。

第十一条 学級委員

1. 学級委員は各学級の父母及び保護者の互選により若干名選出し、会長が委嘱する。
2. 各学級では学級委員の互選によって学級委員長を選出し、会長が委嘱する。

第十二条 集会

各種委員会および学年別、学級別、地域別の小集会は必要に応じ、会長、委員長または各単位集団の同意によって随意開くことができる。

第十三条 会費並びに会計年度

1. 本会の経費は、会費並びに寄付金をもって支弁する。
2. 幼稚園は、別途会計とする。
3. 本会の会費は月額三百円とし毎月分納する。
4. 本会の会計年度は、毎年四月一日より向こう一年とする。

第十四条 会計監査

会長が若干名の委員を委嘱する。委員は一年一回会計の報告を受け、これを監査する。但し、必要ある時は、随時監査を行う。

第十五条 改正

規約は総会で出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

但し前もって通告しておかねばならない。

◎昭和43年 5月20日、当分三百円とする。

◎昭和44年 5月16日、委員会名称改正、同日より実施。

◎昭和55年 4月25日、一部改正、同日より実施。

◎平成 3年 4月26日、一部改正、平成4年4月1日より実施。

◎平成 6年 4月27日、一部改正、同日より実施。

◎平成11年 4月22日、一部改正、同日より実施。

◎平成19年 4月25日、一部改正、同日より実施。

◎令和 5年11月27日、一部改正、同日より実施。